

## 綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市における地産地消の促進、雇用の創出及び農業者等の所得の向上を図るため、農業者等が行う 6 次産業化に必要な経費の一部に対し、補助金を交付することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和 51 年綾瀬町規則第 15 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者、農地法第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 に規定する青年等就農計画の認定を受けた者（以下「新規就農者」をいう。）及び綾瀬市援農ボランティア事業実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日施行）に規定する援農ボランティア
- (2) 事業所 事業の本拠地が位置する事務所をいう。
- (3) 加工施設 地元農産物の加工に必要な施設をいう。
- (4) 販売施設 地元農産物の流通又は販売に必要な施設をいう。

### (補助対象者)

第 3 条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する農業者等とする。

- (1) 本市に居住又は事業所及び主たる営農地を有していること。
- (2) 綾瀬市暴力団排除条例（平成 23 年綾瀬市条例第 9 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までの規定に該当しないこと。
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 農業者にあつては、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 143 条に規定する青色の申告書（以下「青色申告書」という。）を提出していること。

### (補助対象事業)

第 4 条 補助金交付の対象となる事業は、農業者等が行う 6 次産業化に必要な施設等の整備に関する事業であつて、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 6 次産業化について、他の補助金等（国及び県によるものを含む。）を受けてい

ないこと。

(2) 第9条に規定する交付申請日の属する年度内に事業が完了するもの。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。ただし、消費税及び既存施設の取り壊しに係るものは除く。

(1) 地元農産物を使用する加工施設及び販売施設の新築又は増改築に要する建設費で、原則として、建設工事等を市内企業に発注したもの

(2) 地元農産物を使用する加工施設及び販売施設の購入費

(3) 地元農産物の加工及び販売に必要な設備の購入費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とする。ただし、当該額が100万円を超えるときは、100万円を限度とし、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

(事業承認申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、綾瀬市6次産業化推進事業承認申請書(第1号様式)に次に掲げる書類のうち該当する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(第2号様式)

(2) 加工施設及び販売施設の位置図及び案内図

(3) 見積書

(4) 施設の平面図及び立面図

(5) 導入する設備の仕様書が確認できるもの

(6) 事業工程表

(7) 製造販売に係る食品営業許可等の事前相談状況が確認できる書類

(8) 開発行為及び建築確認申請の事前協議状況が確認できる書類

(9) 農地転用許可の事前協議状況が確認できる書類

(10) 資金調達を証する書類(自己資金の場合は預金通帳最終残高の写し、資金借入の場合は借入申込書の写し)

(11) 反社会的勢力に係る誓約書兼同意書

(12) 農業者の場合にあつては直近の青色申告書の写し、新規就農者にあつては直近の確定申告書の写し

(13) 法人の場合にあつては、次に掲げる書類を添付すること。

ア 法人である旨を証する登記事項証明書

イ 定款その他これに類するもの

ウ 直近の決算書

エ 役員等氏名一覧表（第3号様式）

(14) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による事業承認申請があつたときはその内容を審査し、事業承認を決定したときは、綾瀬市6次産業化推進事業承認（不承認）通知書（第4号様式）により、事業の承認申請をした者に通知する。

3 第6条に定める補助金は、1農業者等につき1回限りとする。

（事業変更承認申請）

第8条 事業の承認を受けた者（以下「事業承認者」という。）は、事業を変更しようとするときは、綾瀬市6次産業化推進事業変更承認申請書（第5号様式）に事業変更計画書（第6号様式）を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による事業変更承認申請があつたときは、内容を審査し、事業変更の承認を決定したときは、綾瀬市6次産業化推進事業変更承認（不承認）通知書（第7号様式）により、事業承認者に通知する。

（補助金交付申請）

第9条 事業承認者は、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付申請書（第8号様式）に建築確認済証及び農地転用許可証又は農地転用届出書の写し（施設整備の場合に限る。）を添付して市長に提出するものとする。

（補助金の交付決定）

第10条 市長は、前条の規定による交付申請があつたときは、内容を審査し、補助金の交付決定を行うときは、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付決定通知書（第9号様式）により、事業承認者に通知するものとする。

（補助金の変更等承認申請）

第11条 前条に規定する交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第6条第1号及び第2号の規定による承認を受けようとするときは、綾瀬市6次

産業化推進事業補助金変更（中止）承認申請書（第10号様式）に事業変更計画書（第6号様式）を添付し、市長の承認を得なければならない。

（補助金の変更等承認通知）

第12条 市長は、前条の規定による申請について、その内容を審査し、補助金の変更について適否を決定したときは、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付変更（中止）承認通知書（第11号様式）により、申請者に通知するものとする。

（事業の着手）

第13条 第7条又は第8条で承認を受けた事業（以下「補助事業」という。）の着手は、第10条に規定する交付決定後とし、補助事業に着手したときは、綾瀬市6次産業化推進事業着手届（第12号様式）を7日以内に市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ず第10条に規定する交付決定前に補助事業に着手（契約行為を含む。）しようとするときは、着手日の前日までに綾瀬市6次産業化推進事業事前着手届（第13号様式）を市長に提出するものとする。

（実績報告）

第14条 規則第12条第1項の規定に基づく市長の定める期日とは、事業が完了した日から30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までとし、補助事業者は、綾瀬市6次産業化推進事業補助金実績報告書（第14号様式）に次に掲げる書類のうち該当する書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 施設の竣工図（平面図及び立面図）及び写真等
- (2) 事業費の支出が確認できる書類
- (3) 契約書の写し
- (4) 製造業に係る営業許可証の写し
- (5) 販売業に係る営業許可証の写し
- (6) 食品衛生責任者又は食品衛生管理者の資格を証する書類
- (7) 建築確認検査済証の写し
- (8) 資金借入の場合にあっては、借入金の償還予定表
- (9) 償却資産課税台帳申告書の写し（市の収受印のあるもの）
- (10) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第15条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付額確定通知書（第15号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の交付）

第16条 前条の規定により通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付請求書（第16号様式）を市長へ提出するものとする。

（事業実施状況報告）

第17条 補助事業者は、事業実施後3年間、綾瀬市6次産業化推進事業補助金事業実施状況報告書（第17号様式）に次に掲げる書類を添えて、会計年度終了後の確定申告後30日以内に、市長へ報告しなければならない。

(1) 当該会計年度の決算書の写し

(2) 農業者については当該会計年度の青色申告書の写し、新規就農者については当該会計年度の確定申告書の写し

(3) 事業の成果品等の資料

(4) 償却資産課税台帳申告書の写し（市の収受印のあるもの）

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、規則第14条の規定により第10条又は第12条の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(1) 補助事業者が補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(2) 補助事業者が法令等又はこの要綱に違反したとき。

(3) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定日から3年以内に事業を6月以上継続して休止し、又は廃止したとき。

2 市長は、前項による取消しをしたとき、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（財産処分の制限）

第19条 規則第15条ただし書の規定に基づく市長が別に定める期間は、3年間と

する。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に決定された補助金の交付に係る第17条から第20条までの手続については、同要綱は同日後もなおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

年度綾瀬市6次産業化推進事業承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地  
法人名又は商号  
氏名又は代表者

印

綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、承認にあたり、市税の納税状況、法人情報、住民登録情報、農地台帳、農地所有適格化法人の情報等を収集することを承諾します。

操業年月日（予定）		
設置予定地		
事業内容		
整備費用	補助対象経費 （税抜き）	円
	総事業費 （税抜き）	円

事業計画書

年 月 日

6次産業化推進事業補助金の申込みのため、次のとおり事業計画書を提出します。

1 申請者の概要

住所又は所在地			
氏名又は法人名			
代表者名			
事業形態	個人	農業者    援農ボランティア    青年等就農者	
	法人	資本金	
		設立年月日	年 月 日
		法人形態	
		事業内容	
		農業関連売上高	(総売上高に占める比率 %)
		役員数	人(うち常時農業に従事する役員数 人)
		議決権保有人数	人(うち農業関係者の人数 人)
		決算	自 年 月 日 至 年 月 日
従業員数	人 (内訳 正規従業員 人 パート等 人 派遣社員 人)		

2 事業計画

事業(予定)住所	電話 ( )		
業 種			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
開業に必要な許可等 [許可等取得が必要な場合]	(名称)  (許可免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
事業動機・目的			
事業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
事業協力者の住所・氏名連絡先			



**3 事業の準備状況**〔下記の該当事項に 印を付けてください。〕

- ア 設備機械器具等を発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 農産物の生産を行っている。
- オ 事業に必要な許認可等を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください）  
（ ）
- キ その他（具体的に記入してください： ）

**4 事業の具体的な内容**

加工する農産物 （作目、品目、収穫量）	
製造する加工品 （どのように、どれくらい）	
事業概要	

**5 市場調査**

.....
.....
.....
.....

**6 販売・仕入先**

（単位：千円）

主な販売先・受注先 （所在地）	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先 （所在地）	仕入・外注予定額	支払方法
（ ）	年		（ ）	年	
（ ）			（ ）		
（ ）			（ ）		

**7 販売計画・販売促進計画**

.....
.....
.....
.....
.....
.....

販売計画の作成は、損益分岐点売上高を算出した資料を添付したうえで販売単価及び販売量を設定し作成すること。

## 8 整備計画

土 地	所有形態	自己所有 その他 (		購入	賃貸借	
	所 在	地 積	地 目	用 途	農振農用地	
	価 格	円		取得予定	年 月 日	
	相手方 (購入する場合)					
建 物	所有形態	自己所有 その他 (		取得	賃貸借	
	建築形態	新築	購入	増改築		
	構 造					
	床面積	建築面積	m <sup>2</sup>	延床面積	m <sup>2</sup>	
	価 格	円		取得予定	年 月 日	
	相手方					
設 備	名 称	内容・規格	価 格	購入予定	購入先	
	合 計					

## 9 必要な資金及び調達の方法

### (1) 整備資金

	金 額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他の資金		
合 計		

### (2) 運転資金

	金 額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他の資金		
合 計		

10 収支計画

(単位：千円)

勘定科目		1年目 ( / )~( / )	3年目 ( / )~( / )	5年目 ( / )~( / )
営業 収 益	売上高			
	売上原価			
	材料費			
	外注費			
	減価償却費			
	労務費			
	売上総利益			
	販売費・一般管理費			
	役員報酬			
	人件費			
	減価償却費			
	家賃			
営業利益				
営業外 収 益	営業外収益			
	営業外費用			
	支払利息			
経常利益				
税引後利益				

\* 勘定科目は適宜変更してください。

11 借入金等状況 ( )

(単位：千円)

借入先等	資金用途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
			箇月	
			箇月	
			箇月	

( )現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を御記入ください  
(農業経営者本人が負担している保証債務も含まれます。)

## 1 2 本事業を始めるうえで参考となる経歴

経 歴	年 月	勤 務 先 等	業種	職務内容
	~			
	~			
	~			
	資格・習得技能等	名称 ( ) 取得年月日 ( )		

## 1 3 その他(計画に関する補足説明がありましたら御記入してください。)


本計画書は、当機関の支援により、作成したものです。

支援機関名：

担当者氏名：

印

第3号様式（第7条関係）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在

役職名	議決権の有無	農業従事の日数	氏名（フリガナ）	生年月日	性別	住所

この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。  
 また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。  
 個人の場合については、個人事業主を記入してください。  
 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

<代表者の同意>

綾瀬市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置の対象となるか否かについて確認するため、この名簿に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

また、記載された全ての者は、この名簿によって、綾瀬市暴力団排除条例第8条に基づく排除措置の対象となるか否かについて神奈川県警察本部に照会することについて、同意しております。

所在地  
 商号又は名称  
 代表者役職名  
 代表者氏名



第4号様式（第7条関係）

年度綾瀬市6次産業化推進事業承認（不承認）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定により、6次産業化推進事業を承認（不承認）について、次のとおり通知します。

決定区分	
不承認の場合の理由	

第5号様式（第8条関係）

年度綾瀬市6次産業化推進事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

年 月 日付けで承認のありました綾瀬市6次産業化推進事業の実施について、次のとおり変更し承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

変更の内容	
変更の理由	
添付書類	事業変更計画書（第6号様式）

事業変更計画書

年 月 日

6次産業化推進事業補助金の申込みのため、次のとおり事業計画書を提出します。  
変更内容についてのみ記載してください。

1 申請者の概要

住所又は所在地				
氏名又は法人名				
代表者名				
事業形態	個人	農業者 援農ボランティア 青年等就農者		
	法人	資本金		
		設立年月日	年 月 日	
		法人形態		
		事業内容		
		農業関連売上高	(総売上高に占める比率 %)	
		役員数	人(うち常時農業に従事する役員数 人)	
		議決権保有人数	人(うち農業関係者の人数 人)	
		決算	自 年 月 日 至 年 月 日	
従業員数	人 (内訳 正規従業員 人 パート等 人 派遣社員 人)			

2 事業計画

事業(予定)住所	電話 ( )		
業 種			
開業届出(個人) 設立登記(法人)	有 ・ 無	開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
開業に必要な許可等 [許可等取得が必要な場合]	(名称) (許可免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
事業動機・目的			
事業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
事業協力者の 住所・氏名連絡先			



**3 事業の準備状況**〔下記の該当事項に 印を付けてください。〕

- ア 設備機械器具等を発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 農産物の生産を行っている。
- オ 事業に必要な許認可等を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください）  
( )
- キ その他（具体的に記入してください： )

**4 事業の具体的な内容**

加工する農産物 (作目、品目、収穫量)	
製造する加工品 (どのように、どれくらい)	
事業概要	

**5 市場調査**


**6 販売・仕入先**

(単位：千円)

主な販売先・受注先 (所在地)	販売・受注予定額	回収方法	主な仕入先・外注先 (所在地)	仕入・外注予定額	支払方法
( )	年		( )	年	
( )			( )		
( )			( )		

**7 販売計画・販売促進計画**


販売計画の作成は、損益分岐点売上高を算出した資料を添付したうえで販売単価及び販売量を設定し作成すること。

## 8 整備計画

土 地	所有形態	自己所有 その他 ( )		購入	賃貸借
	所 在	地 積	地 目	用 途	農振農用地
	価 格	円		取得予定	年 月 日
	相手方 (購入する場合)				
建 物	所有形態	自己所有 その他 ( )		取得	賃貸借
	建築形態	新築	購入	増改築	
	構 造				
	床面積	建築面積	m <sup>2</sup>		
		延床面積	m <sup>2</sup>		
	価 格	円		取得予定	年 月 日
相手方					
設 備	名 称	内容・規格	価 格	購入予定	購入先
	合 計				

## 9 必要な資金及び調達の方法

### (1) 整備資金

	金 額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他の資金		
合 計		

### (2) 運転資金

	金 額	調達先
自己資金		
借入金		
補助金		
その他の資金		
合 計		

10 収支計画

(単位：千円)

勘定科目		1年目 ( / )~( / )	3年目 ( / )~( / )	5年目 ( / )~( / )
営業 収 益	売上高			
	売上原価			
	材料費			
	外注費			
	減価償却費			
	労務費			
	売上総利益			
	販売費・一般管理費			
	役員報酬			
	人件費			
	減価償却費			
	家賃			
営業利益				
営業外 収 益	営業外収益			
	営業外費用			
	支払利息			
経常利益				
税引後利益				

\* 勘定科目は適宜変更してください。

11 借入金等状況 ( )

(単位：千円)

借入先等	資金用途	借入残高	残存返済期間	年間返済額
			箇月	
			箇月	
			箇月	

( )現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外を御記入ください  
(農業経営者本人が負担している保証債務も含まれます。)

## 1 2 本事業を始めるうえで参考となる経歴

経 歴	年 月	勤 務 先 等	業種	職務内容
	~			
	~			
	~			
資格・習得技能等		名称 ( ) 取得年月日 ( )		

## 1 3 その他(計画に関する補足説明がありましたら御記入してください。)


本計画書は、当機関の支援により、作成したものです。

支援機関名：

担当者氏名：

印

第7号様式（第8条関係）

年度綾瀬市6次産業化推進事業変更承認（不承認）通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市6次産業化推進事業変更承認申請書については、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により次のとおり変更承認します。

決定区分	
不承認の場合の理由	

第 8 号様式（第 9 条関係）

年度綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

綾瀬市 6 次産業化推進事業交付要綱第 9 条の規定により 6 次産業化推進事業補助金の交付を申請します。

補助金交付申請額	円
添付書類	1 建築確認済証 2 農地転用許可証又は農地転用届出書の写し

第9号様式(第10条関係)

年度綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで交付申請のあった綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付申請書については、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により次のとおり交付します。

交付決定額	円
条 件	1 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしないこと 2 法令等又はこの要綱に違反しないこと 3 補助金を補助事業以外の用途に使用しないこと 4 補助金の交付決定日から3年以内に事業を6月以上継続して休止し、又は廃止しないこと

第10号様式(第11条関係)

年度綾瀬市6次産業化推進事業補助金変更(中止)承認申請書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

年 月 日付けで補助金交付決定通知のありました綾瀬市6次産業化推進事業の実施について、変更交付を申請します。

変更の内容	
変更の理由	
添付書類	変更の内容が明らかになる書類



第 1 1 号様式（第 1 2 条関係）

年度綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金交付変更（中止）承認通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請のあった綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金変更交付申請書については、綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定により次のとおり変更交付決定します。

変更交付決定額	円
変更交付決定額	円
条 件	1 補助事業に関して、不正、怠慢その他不適当な行為をしないこと 2 法令等又はこの要綱に違反しないこと 3 補助金を補助事業以外の用途に使用しないこと 4 補助金の交付決定日から 3 年以内に事業を 6 月以上継続して休止し、又は廃止しないこと

第 1 2 号様式 ( 第 1 3 条関係 )

綾瀬市 6 次産業化推進事業着手届

年 月 日

( 宛先 ) 綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

次のとおり事業に着手したので、綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金交付要綱第 1 3 条第 1 項の規定により届けます。

補助事業等の名称	
補助事業等の施工場所	
契約年月日	
着手年月日	
完成予定年月日	

第 1 3 号様式（第 1 3 条関係）

綾瀬市 6 次産業化推進事業事前着手届

年 月 日

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

このことについて、次のとおり条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

着手予定年月日	
事前着手が必要な理由	
条 件	<ol style="list-style-type: none"><li>1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、補助事業者が負担すること。</li><li>2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。</li><li>3 当該事業については、着手から交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。</li></ol>

第14号様式(第14条関係)

年度綾瀬市6次産業化推進事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

年 月 日付けで補助金交付決定通知のありました綾瀬市6次産業化推進事業の実績について、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり報告します。

総事業費 (税抜き)	円
補助対象経費 (税抜き)	円
着工年月日	
完成年月日	

第15号様式(第15条関係)

年度綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付額確定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで実績報告のあった綾瀬市6次産業化推進事業について、次のとおり補助金の額を確定したので、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第15条の規定により通知します。

補助金確定額	円
--------	---

第16号様式(第16条関係)

年度綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先)綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

年 月 日付けで交付決定のありました綾瀬市6次産業化推進事業補助金について、綾瀬市6次産業化推進事業補助金交付要綱第16条の規定により請求します。

1 補助事業の名称	6次産業化推進事業
2 補助金の名称	6次産業化推進事業補助金
3 補助金の確定額	円
4 添付書類	交付決定通知書及び補助金額確定通知書の写し

資金の振込口座

フリガナ			
口座名義人			
金融機関コード		支店コード	
金融機関名		支店名	
預金種目		口座番号	

第 17 号様式（第 17 条関係）

綾瀬市 6 次産業化推進事業補助金事業実施状況報告書

（宛先）綾瀬市長

申請者 住所又は所在地

法人名又は商号

氏名又は代表者

印

事業開始後、第 期の決算状況を報告します。

補助事業者	
事業の実施期間（会計年度）	

1 事業の実施状況

	目標年度（千円）	当該年度（千円）	達成率（％）
農産物等及び新商品売上高			
販売数			
所得（経常利益）			
税引き後利益			

2 事業の効果及び改善方法

事業実施による効果 施設や設備の活用状況 主な販売先への販売状況	
事業実施後の課題	
改善方法	